甲北信越矯正歯科学会会則

（名称および所在）

第１条　本学会は，甲北信越矯正歯科学会（Kouhoku-shinetsu Orthodontic Society）と称し，日本矯正歯科学会（Japanese Orthodontic Society）の協力学会となる．所在は，新潟市中央区神道寺1-6-14（株式会社シンセンメディカルコミュニケーションズ）とする．

（目　的）

第２条　本学会は，歯科矯正学の進歩発展及び会員相互の研鑽，親睦をはかり，地域の口腔衛生の向上に寄与することを目的とする．

（事務局）

第３条　事務委託による事務，業務代行業者は，理事会の議を経て別に定める．

本学会の主たる会務に関する事務は，附則に定める歯科大学，大学歯学部の歯科矯正学講座または分野が持ち回りで幹事校となる．

（会　員）

第４条　本学会は，正会員及び賛助会員をもって構成される．

正会員は，本学会の目的に賛同し，理事会の承認を得たもの．

賛助会員は，本学会の目的に賛同する団体または個人で，理事会の承認を得たもの．

本学会に功績のあった正会員で，理事会の承認により名誉会員を置くことができる．

第５条　理事会の承認を得たものは，定める入会金と会費を本学会事務局に納入する．

入会金は3,000円とし，年会費として正会員7,000円，賛助会員は20,000円とする．

コ・デンタルの歯科衛生士，歯科技工士および学生は，当日会費を納入することにより大会に参加し発表することができる．

第６条　会員は，会費を前年度末日までに納入する．2年を超えて会費未納の場合には，退会したものとする．

第７条　会員は，事務局に届けることによって，いつでも退会することができる．

第８条　本学会の議決機関として理事会を設置し，下記の役員で構成する．

会　長	1名
副会長	1名
理　事	若干名
大会長	1名
編集委員長	1名
常任幹事	1名
会計理事	1名

第8条－2項　理事は，各県の人口比に応じて原則として新潟県3名，長野県2名，富山県1名，山梨県1名を各県の正会員より選出し，付則に定めた歯科大学，大学歯学部の歯科矯正学の講座または分野の教授を各大学1名とする．さらに，必要に応じて会長が推薦する理事をおくことができる．

1，会長は，理事会において正会員のうちから選出する．会長は本学会を代表し，会務を掌理する．

副会長は理事のうちから会長が委嘱する．副会長は会長を補佐し，会長が事故のある時は，その職務を代行する．

2，理事は，各県の正会員より選出されたもの，附則に定めた歯科大学，大学歯学部の歯科矯正学の講座または分野の教授とする．

3，常任幹事は幹事校から選出され，会長の指名によって定める．常任幹事は，本学会の主たる会務運営に関わる実務を総括し，諸事務を行う．

4，会計監事は，業務の執行および会計を監査し，理事会に報告する．会計監事は，幹事校以外の歯科大学及び大学歯学部から選出される．

5，学術大会における大会長は，当番校に一任する．

6，学会誌発行のために編集委員会を置く．編集委員会の運営に関する規則を別に定める．

「編集委員会規則」

第１条　甲北信越矯正歯科学会会則第8条に基づき，編集委員会（以下「本委員会」という）を設置する．

第２条　本委員会は，以下の委員をもって構成する．

1，本学会の編集担当理事

2，編集委員長

3，理事会の承認を得た若干名の会員

第３条　本委員会は，以下に従って行う．

1，本委員会は，委員長または学会長の指名した会員が招集する．

2，本委員会は，全委員の過半数の参加をもって成立する．ただし，本委員会委員の代理，および委任状に関しては，招集者の許可のもとで認めることとする．

3，本委員会は，出席者の過半数をもって可決とする．

第４条　委員の任期は機関誌の発行2巻分とし，再任を妨げない．欠員のために補充された委員の任期は，前任委員の残任期間とする．

第５条　委員会は，本委員会の業務に関して必要に応じ理事会と協議できる．

第６条　委員会の決定事項は，理事会の承認を必要とする．

第７条　この規則の改廃は，理事会の承認を必要とする．

（附　則）

1，本規則は平成25年10月31日から施行する．

7，役員の任期は2年とし，再任を妨げない．欠員となって選出または指名された役員の任期は前任者の残任期間とする．

8，本学会は，理事会において本学会正会員で専門医有資格者から，日本矯正歯科学会専門医作業委員を，指導医有資格者から日本矯正歯科学会認定医作業委員を選出することが出来る．

（理事会）

第９条　理事会は，会長の召集により本学会の運営に必要な諸事項を審議する．ただし，緊急やむを得ない事項については会長が処理し，次回の理事会に報告し承認を求める．

１，理事会の議決は会長，副会長，理事の過半数をもって決する．

２，理事会は常任幹事が進行する．必要に応じ委員，参考人を招集し報告，意見を求めることができる．

３，大会長が必要と認めた場合，大会事務局長は大会長補佐として理事会に参加できる．

１，本規則は平成26年2月12日から施行する．

（事　業）

第10条　本学会は次の事業を行う．

１，毎年1回総会と学術大会を開催する．総会では，会務の報告を行う．

２，学会誌の発行．

３，症例展示，症例検討会．

４，会員の表彰：甲北信越矯正歯科学会の運営・発展のために多大な功労のあった者を，会員，編集委員，理事，また前年度の大会長ならびに学会長の中から理事会が選考し表彰する．表彰は学術大会総会時に現学会長から行い表彰を受けた者の氏名，学会での役職名，必要に応じて業績内容を，甲北信越矯正歯科学会ホームページに掲載する．

５，その他，本学会の目的を達成するための事業．

第11条　本学会の事業は，会費，寄付等により運営される．

第12条　本学会の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする．

第13条　本学会の決算は，理事会の承認を得た後，次年度に報告される．

第14条　本会則は，理事会の議を経て変更することができる．

（解　散）

第15条　本会は，理事会の決議により解散することが出来る．

（附　則）

１，第3条に定める事務委託所在は，新潟市中央区神道寺1-6-14(株式会社シンセンメディカルコミュニケーションズ)とする．

２，第3条，第8条2項および4項に定める歯科大学及び大学歯学部は，松本歯科大学，日本歯科大学新潟生命歯学部，新潟大学歯学部とする．

３，第8条－2項は，会長が推薦する理事は，理事会での承認を要する．また，学会運営上理事会で必要と判断された場合は，各県選出理事定数の調整を行う場合がある．

４，本会則は，平成19年 1 月30日より施行する．

５，本会則は，平成19年 6 月10日に改正．

６，本会則は，平成19年11月 8 日に改正．

７，本会則は，平成24年 6 月10日に改正．

８，本会則は，平成25年 5 月26日に改正．

９，本会則は，平成28年 2 月22日に改正．

10，本会則は，令和 4 年 6 月26日に改正．